

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年2月28日 ～ 令和6年3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：男性職員の育児休業の取得を次の水準にする。
計画期間内に1名以上が取得すること

〈対策〉

令和4年4月～ 対象となる男性職員に対して制度の周知を行う。

目標2：子の看護休暇制度を拡充する。
始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位で取得できるようにすること

〈対策〉

令和4年4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始

令和5年4月～ 制度の導入、職員への周知を行う。

目標3：年次有給休暇取得促進のための措置を講じる。

〈対策〉

令和4年4月～ 年次有給休暇の取得を促進するための必要施策について検討する。

令和4年10月～ 各部門において年次有給休暇の取得促進のための業務分担などの検討を開始する。